

議 会 運 営 委 員 会

令和3年4月27日（火）

午前9時30分～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 令和3年4月浜田市議会臨時会議について

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第7弾】（案）について

資料 1-1

- (2) 令和3年4月浜田市議会臨時会議の付議事件等及び付託案について

資料 1-2、1-3

- (3) 令和3年4月浜田市議会臨時会議の会議予定について

資料 1-4

- (4) その他

2 陳情の取扱い・請願等の意見陳述について

資料 2

（※議員定数等議会改革推進特別委員会）

3 その他

- (1) 議員研修会の日程（案）について【令和3年6月14日（月） 午前10時から】

- (2) その他

令和3年4月27日
議会運営委員会資料
市長公室

新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第7弾】(案)について

このたび、新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第7弾】(案)を取りまとめました。

支援策【第7弾】の総事業費は3億887万円。内訳は、国・県全額負担事業が1事業で4,878万円、市独自事業が6事業で2億6,009万円。財源は、財政調整基金を活用します。

今回の支援策【第7弾】によって、市独自支援策の総事業費は、第1弾～第6弾と合わせて、合計46億7,181万円（既存予算対応分を除く）となります。

市議会臨時会議に諮り、議決を得た上で、出来るものから順次、実施する予定です。

令和3年4月27日

浜田市長 久保田 章市

1 国・県全額負担事業（市実施分）

○事業費 4,878 万円（財源内訳 国県補助 4,878 万円）

No	事業内容等	事業費	担当課
1	<p>子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対して、給付金（児童1人当たり5万円）を支給。</p> <p>※国 10/10 補助〔国 4,878 万円、市 0 円〕</p>	4,878 万円	子育て支援課

2 市の独自支援策

○事業費 2 億 6,009 万円

（財源内訳 財政調整基金 2 億 6,009 万円）

※今後必要に応じて、他の財源へ振替を検討

区分	No	事業内容等	事業費	担当課
1 個人向け	1-1	<p>妊婦出産応援給付金給付事業</p> <p>浜田市で母子健康手帳の交付を受け、令和3年2月1日から3月末までに出産した人に10万円（多胎児を妊娠した妊婦には、多胎児2人目以降、1人につき5万円を追加）を支給。</p> <p>※ 支援策第3弾の妊婦出産応援給付金の追加</p>	481 万円	子育て支援課
2 事業者向け	2-1	<p>中小企業者等特別応援給付金</p> <p>令和2年11月から令和3年5月までのいずれかの月の売上高が、前年又は前々年同期比で20%以上減少した中小企業者等に対し、売上減少率に応じて給付金を支給（法人：60万円又は40万円、個人事業主：30万円又は20万円）。</p> <p>※ 支援策第6弾の増額補正</p>	2 億円	商工労働課

2-2	<p>浜田港国際コンテナ航路利用事業者支援事業</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受け、海上運賃が上昇しているため、浜田港を利用する市内事業者が行う輸出入について、1 TEU あたり上限 1 万円（リーファーコンテナは上限 2 万円）を助成。（1 事業者あたり上限 200 万円）</p> <p>※ 浜田港振興会による同様の支援策の対象事業者の内、市内事業者に対する上乗せ支援</p>	300 万円	産業振興課
2-3	<p>農業経営収入保険制度加入促進事業</p> <p>国の農業経営収入保険制度（令和 4 年分）に加入する市内の農業者に対し、加入者負担保険料（掛け捨て部分）の 1/2 を助成。</p>	400 万円	農林振興課
2-4	<p>漁業経営体応援給付金</p> <p>令和 2 年 11 月から令和 3 年 5 月までのいずれかの月の水揚高（金額ベース）が、前年又は前々年同期比で 20%以上減少した漁業経営体に対して、従業員数に応じて給付金を支給（上限 300 万円）。</p>	1,670 万円	水産振興課
2-5	<p>プレミアム付「はまだ飲食・宿泊応援チケット」第 3 弾発行</p> <p>はまだ飲食・宿泊応援チケット第 3 弾 15,000 冊を発行。</p> <p>※利用期間（R3. 4. 15～R3. 10. 14）</p>	3,158 万円 （3 月定例会議で議決を受け、予算成立済）	観光交流課

令和 3 年 4 月浜田市議会臨時会議 付議事件について

議案等 (1 件)

〔補正予算 2 件〕

議案第 49 号 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算 (第 3 号)

議案第 50 号 令和 3 年度浜田市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

令和3年4月浜田市議会臨時会議 付託先一覧（案）

【付託件数内訳】

予算決算委員会 2件

市長提出議案等（議案2件）

議案等番号	件名	付託先
議案第49号	令和3年度浜田市一般会計補正予算 （第3号）	予算決算委員会
議案第50号	令和3年度浜田市水道事業会計補正 予算（第1号）	予算決算委員会

令和 3 年 4 月浜田市議会臨時会議の会議予定について

1 概要

- (1) 名称 令和 3 年 4 月浜田市議会臨時会議
 (2) 会議の期間 令和 3 年 4 月 27 日（火） 午前 10 時開会

2 当日（4/27）の流れ

会議名	項目	内容
本会議	午前 10 時開会	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会議の期間の決定 ○提案提説明後、議案熟読のため 休憩
	議案熟読	10 分程度
本会議	休憩後	○質疑・委員会付託
常任委員会	本会議休憩後 （委員会付託）	○予算決算委員会（議場） ※委員会終了後、委員長報告を作成
	討論受付	○討論受付 （予算決算委員会終了後 10 分） ○対抗討論（上記討論受付後 10 分）
本会議	委員長報告作成後再開	○委員長報告 ○討論・採決 ○散会

陳情の取扱い・請願等の意見陳述について

【経過】

令和3年3月15日の議会運営委員会で議員定数等議会改革推進特別委員会において陳情の取扱い・請願等の意見陳述を検討することが決定した。以後、各会派から提出された課題を基に、2回の議員定数等議会改革推進特別委員会で検討した内容を報告する。

1 陳情の取扱いについて（受付から審査までの流れ）

※下線部が改正箇所

- ① 陳情書を受け付ける（締切：議会運営委員会の3日前の17時）
事務局で記載方法及び浜田市議会陳情書取扱基準（以下「基準」）に該当する場合は審査をせず配付になることを伝える。
- ② 事務局で付託先案を作成
- ③ 議会運営委員会正副委員長が、**その後の状況変化など執行部へ確認の要否を判断する。**
- ④ **確認が必要と判断された場合は、該当執行部担当課に議長団と議会運営委員会正副委員長による事前打合せへの同席を依頼し状況を確認する。**
- ⑤ **議会運営委員会で正副委員長が執行部へ確認した内容を報告する。**
- ⑥ 議会運営委員会で基準の10項目に該当するかを判断する。基準非該当の場合は付託、該当の場合は審査せず全議員へ配付。
※判断に当たって、会派等で事前に陳情内容を確認し、配付とする場合は基準10項目のどれに該当するかを十分協議していただくこと。
- ⑦ 定例会議初日の全員協議会で結果を周知する。
- ⑧ 付託先委員会で審査する

2 浜田市議会陳情書取扱基準の一部改正について

従来の(8)の基準を(1)とする。従来の(1)～(7)を(2)～(8)とする。
基準内容の変更はない。詳細は、次頁に掲載

3 請願等の意見陳述について

- 陳述時間は従来通り3分（正副委員長で時間は厳守。事務局も受付時に持ち時間を伝える）
- 質疑は、陳述内容だけでなく陳情書についても可とする
- 6月定例会議も試行的に実施

浜田市議会陳情書取扱基準 改正案（下線部が該当箇所）

（令和元年 12 月 18 日議会運営委員会決定）

（令和 2 年 3 月定例会議から導入）

議長は、陳情書のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、議会運営委員会の意見を聴いた上で、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (2) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (3) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの
- (4) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (5) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (6) 市の職員に対する懲戒、分限等の処分を求めるもの
- (7) 市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの
- (8) 私人間で解決すべきもの
- (9) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、審査を行うことが適当でないもの